

2012年12月11日

文部科学大臣 田中 眞紀子 様

全日本教職員組合（全教）  
中央執行委員長 北村 佳久

国公法違反を口実とした政党機関紙配布事件に関わる最高裁判決を受けて

## 「国家公務員に準じる教育職員の政治活動」に関わる

### 文科省通知の撤回を求める緊急申し入れ

最高裁は12月7日、国家公務員が休日に政党機関紙を配布したことが国家公務員法と人事院規則に違反するとして逮捕・起訴された事件で、一審の有罪判決を破棄した東京高裁判決を支持し、検察側の上告を棄却する判決を言い渡しました。国家公務員の政治活動が国公法違反に問われた事件で、最高裁が無罪を確定する判断を示したことは初めてです。判決では、国家公務員の政治活動を禁止した国家公務員法や人事院規則によって「禁止の対象とされるのは、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められる政治的行為に限られ、このようなおそれが認められない政治的行為や本規則が規定する行為類型以外の政治的行為が禁止されるものではない」「管理職的地位になく、その職務の内容や権限に裁量の余地のない公務員によって、職務と全く無関係に、公務員により組織される団体の活動としての性格もなく行われたものであり、公務員による行為と認識し得る態様で行われたものでもないから、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められるものとはいえない」と断じています。

これまで、文部科学省は、公立学校の教育職員が教育公務員特例法によって、「公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第三十六条の規定にかかわらず、国家公務員の例による」とされたことを受け、国政選挙や統一地方選挙などのたびに、教育職員の選挙活動をきびしく制限する通知を都道府県および政令市教委に出してきました。しかし、今回の最高裁判決は、職務とは無関係に、しかも公務員による行為と認識し得る態様でなければ、政治的中立性を損なうおそれが認められないとするもので、従来の文科省通知の不当性に対する全教の指摘と相通じるものです。

最高裁判決を受けて、以下の点を緊急に申し入れます。教職員の基本的人権にかかわる重大な状況と認識いただき、早急に以下の点での対処を求めます。

#### 記

1. 文部科学省は、今回の最高裁判決を真摯に受け止め、教職員の政治活動が一切認められないとする立場からの通知を撤回すること。
2. 最高裁判決を受けて、教職員の市民的な権利としての正当な政治活動の自由を保障することを各都道府県教委及び政令指定都市教委に対して、周知し、徹底を図ること。

以 上